

議 第 1 9 号 議 案

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書採択の再考を求める決議に  
ついて

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書採択の再考を求める決議を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成30年9月18日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書採択の再考を求めるため、富士見市議会として決議し、この案を提出します。

## 埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書採択の再考を求める決議

昨年12月22日、埼玉県議会は「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」を賛成多数で可決し国会及び政府に送付したことは、埼玉県民を始め多くの国民、そして福島第一原発事故の被害者に大きな衝撃を与えた。

福島第一原発事故によって、日本の「原発安全神話」は崩壊した。同意見書のとおり、仮に「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所」であっても、「これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません」と原子力規制委員会が作成した新規制基準で述べているように、原発の安全を保障するものではない。

同意見書は、「将来の世代に負担を先送りしないよう高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を強化すること」を求めているが、日本では最終処分場建設の見通しはまったく立っていない。使用済み核燃料も各原発敷地内等にたまり続け、当面は、これ以上の高レベル放射性廃棄物を出さない取り組みこそが必要である。

また、「立地自治体、防災関係機関等との連携を強化し、避難のための道路、港湾等のインフラの整備や避難行動要支援者等に十分配慮した避難計画の策定などを継続的に支援すること」とあるが、避難計画は新規制基準の審査対象になっていない。少なくとも原発事故の影響が及ぶであろう周辺数十キロメートルの地域住民の避難計画が確立されない限り、再稼働は認められない。

さらに、「電源立地地域対策の趣旨に基づき、新たな産業・雇用創出を含む立地自治体の実態に即した地域支援を進めること」とあるが、これは過去の電源三法交付金のように、立地自治体に金を投下して利益誘導で危険な原発を受け入れさせようというやり方を踏襲するものと言わざるを得ない。

原発事故による被害と影響はきわめて広範囲に及ぶのであって、電力会社と政府が再稼働を主導するのではなく、原発立地自治体をはじめ、原発事故の影響が及ぶであろう地域の広範な住民の意思こそが尊重されるべきである。ましてや原発立地自治体でもなく、電力消費地として原発の“恩恵”だけを受けてきた埼玉県議会が、福島第一原発事故の被災地及び被害者や、原発立地自治体とその周辺住民の意思に関わりな

く、再稼働を求めることは認められない。

よって、富士見市議会は、埼玉県議会に対し、平成29年12月22日に採択した「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」に対して再考を求める。

以上、決議する。

平成30年 月 日

富士見市議会